

都市における ICT 関連先進的技術を活用したスマートシティ実証業務 説明書

1. 業務の概要

1) 業務の目的

我が国の都市は、災害の激甚化、人口減少や高齢化、厳しさを増す財政的制約等、様々な諸問題に直面している。一方、近年、人工知能（AI）・IoT 等の ICT 関連先進的技術（以下「先進的技術等」という。）が急速な進展を遂げており、持続可能な都市の実現に向けたまちづくりにおいても幅広い分野での活用が期待されている中、これまでも、都市内の施設等において個別には活用が進んでいるところである。

しかしながら、その効果を都市全体に波及させるためには、個々の施設のみならず、それらを線的・面的に統合して、都市活動や都市機能を支える基盤となる都市インフラを中心として都市全体にわたって分野横断的に活用することが必要であり、都市機能の高度化・最適化、インフラ整備・管理や都市活動の生産性向上等による持続可能な都市の実現に資するスマートシティの推進及び全国展開の足掛かりとなる先導的モデルを示していくことが重要である。

こうした背景の下、本業務においては、公共・民間を含めた複数の施設・都市インフラ・サービスにおける先進的技術等の分野横断的な活用による都市生活の利便性向上、行政サービスの効率化等を目指し、民間事業者及び大学・研究機関等（以下「民間事業者等」という。）が有する先進的技術等を、都市インフラを初めとしたまちづくりの分野に取り入れた実証実験を官民協働で行い、その効果等について検証することを目的とする。

2) 業務内容

(1) 先進的技術等を効果的に活用した実証実験の実施

都市機能の高度化・最適化、インフラ整備・管理や都市活動の生産性向上等による持続可能な都市の実現に資する、次の①～⑤いずれかの分野に該当する先進的技術等を、都市インフラを初めとしたまちづくりの分野に効果的に活用した取組に係る実証実験を行う。（2つ以上の分野をまたぐ取組も可。）

なお、参考として各分野において提案を求めるテーマを例示する。（ただし、対象分野に該当し、本業務の趣旨に沿うものであれば、例示したテーマ以外のものであっても可とする。）

①都市生活の利便性向上に資する取組

（例）

- 目的地（都市機能施設・商業施設等）の選択、予約から経路案内に至る総合案内サービス
- バリアフリー・シームレスな徒歩による移動をサポートする移動支援サービス

②都市環境・生活環境の向上に資する取組

（例）

- 都市機能施設や都市内での移動における渋滞・混雑等の解消・緩和
- まちなかや公園等を活用した楽しみながら歩数を稼ぐ健康づくり

③都市経済活動の活性化に資する取組

（例）

- 人の流動予測等に対応した都市機能施設・商業施設等配置によるまちの賑わい創出

④行政サービスの効率化に資する取組

(例)

- 駐車場・駅前広場等都市インフラ利用の最適化・効率化によるインフラ整備・管理の効率化、コスト削減
- スマート・プランニングとの連携

⑤安心・安全なまちづくりに資する取組

(例)

- リアルタイムでの安全な避難地・避難経路の提供による避難誘導

(2) 実証実験による効果等の検証

(1) で行った実証実験における安全性、都市機能の高度化・最適化、インフラ整備・管理や都市活動の生産性向上等に係る効果及び今後の実用化や全国展開の方向性・課題等について検証を行う。

(3) 報告書のとりまとめ

(1) ~ (2) について、報告書にとりまとめる。

なお、①~⑤いずれの場合であっても、個人を特定できる情報やデータを取得する場合、匿名加工情報※として利用可能な範囲を例示する等の具体的な利用方法について、個人情報保護法に関連する法令を踏まえた上で策定すること。

※特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。

3) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結日の翌日 ~ 平成31年3月25日(月)

4) 企画競争参加資格要件及び業務実施上の条件

本業務への参加は、民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会等の団体(以下「協議会等」という。)である(設立予定も含む。)ことを条件とする。

※民間事業者等単独、地方公共団体単独での応募は不可とする。

※協議会等の法人格の有無は問わない。

※協議会等の設立を示す書類、または協議会等の構成員となる者に協議会等に参加する意思があることを示す書類(同意書または参加証明書等)を提出すること。(様式任意)

※協議会等の設立予定は、提案が採択された場合に限るものであってもよい。

協議会等は、本企画競争に係る代表団体を選定すること。その者は、協議会等を代表して、本企画競争に係る連絡調整及び特定後の契約等を国との間で行うものとする。

「企画競争参加資格要件」は以下のとおりとする。(協議会等を構成する全ての者が以下の全ての要件に適合している必要がある。)

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通本省(全省庁統一資格)「役務の提供」において競争参加資格を有する者であること(但し、地方公共団体を除く)。
- ③ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

また、「業務実施上の条件」は以下のとおりとする。

- ① 業務実施体制を明確にするため、管理者及び担当者を配置する。配置予定の管理

者及び担当者に対する要件は、以下のとおりとする。

・管理者に必要とされる類似業務の実績

管理者は代表団体から配置するものとし、下記に示す類似業務について、過去1件以上の実績を有さなければならない。

類似業務：「都市政策に関する業務」または
「ICT 関連先進的技術に関する業務」

・管理者、担当者の手持ち業務量

原則として、平成30年3月14日（水）現在（特定後未契約のものを含む）において、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。

なお、手持ち業務は契約金額が500万円以上の業務を対象とし、特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

②業務の打合せ回数は5回以上とし、第1回及び成果品納入時の打合せ時には管理者が出席するものとする。

③検討に必要な資料は特段の事情がない限り、貸与又は閲覧できる。

④国、都道府県、市区町村及び公益法人等から財政的支援を受けて行っている取組については対象外とする。

ただし、本業務対象部分と、本業務以外に国、都道府県、市区町村及び公益法人等から財政的支援を受けて実施する「関連業務」の対象部分との業務範囲が明確に区別され、一体的に実施することで相乗効果が期待されると認められる場合はこの限りではない。

⑤業務の全部または主要部分（業務全体の企画立案、進捗管理等）を第三者に委託し、または請け負わせて実施してはならない。代表団体から協議会等の他の構成員への再委託も同様とする。（事業の主要部分は代表団体が担う必要がある。）

5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A4判） 5部
- ・ 原稿（電子データを含む） 1式
- ・ その他調査職員の指示するもの 1式

なお、成果品一式の著作権は、国土交通省に帰属するものとする。

※本業務で開発したアプリケーション等の情報システムについて、成果品に含むか否かは、契約に際して協議するものとする。ただし、成果品に含まない場合、当該情報システムが本業務外にも広範に活用されるために必要な措置を求めることがある。

6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1) 及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

7) その他

本業務の契約書（案）及び仕様書（案）は別添のとおりである。

2. 企画提案書で求める視点

業務の選定は、提案内容を踏まえ、以下の①～⑤の視点に合致しているかという観点から審査を実施した上で行うので、これらの視点に立ち、提案内容を十分説明できるものとする。

①業務内容の理解度

本業務の趣旨、目的を十分に理解した提案であること。

- ・先進的技術等をまちづくりの分野に取り入れたスマートシティ推進に向けた先導的モデルを示していくという本業務の趣旨・目的に合致する提案か。
- ・基礎的な技術研究や調査等の段階のものではなく、実証期間終了後に実用化に直結する可能性の高い提案か。

②公益性

特定の団体等の利益を追求するのではなく、先進的技術等をまちづくりの分野に活用した公益性の高い取組であること。

- ・都市機能の高度化・最適化、インフラ整備・管理や都市活動の生産性向上等に資する、社会的にニーズの高い提案内容か。
- ・効果が不特定多数の者の利益に波及するか。

③先導性・モデル性

まちづくりの分野におけるスマートシティの推進に向けて、「先進的な技術や発想、手法を用いて解決し得る先導性」や「他の地域の取組の参考となり得るモデル性」を有していること。

特に、技術や収集データの効果的な使い方、データ整備・管理のルールづくり、効率の・効果的な運営体制など、先進的技術等を活用する際の運用上の工夫という観点から先導性やモデル性が高い取組であること。

- ・将来を見据えた、効果の大きい取組であり、まちづくりの分野におけるスマートシティの推進にふさわしい取組内容か。
- ・先進的技術等に関わる最新の動向から見て、新規性が高く、先進的な発想での取組内容や手法であるか。特に上記にあげた運用上の工夫が先進的なものか。
(既存の取組の単なる継続ではなく、発展的な内容となっているか。)
- ・地域特有の背景や特殊事情によらず、他の地域に展開できる知見が得られる取組内容や手法であるか。特に上記にあげた運用上の工夫は、他地域でも汎用性があり、モデル性が高いか。
- ・制度設計・ガイドライン・計画の策定等、全国展開に向けた政策的な提案がなされているか。
- ・地方公共団体における既存（あるいは構想中）のまちづくり計画（都市計画マスタープラン等）の推進・実現に寄与する提案がなされているか。
(計画のどの部分に寄与するのか明示すること)

④実現可能性

プロジェクトの全体構成が明確かつ具体的であり、実現に向けた取組に整合性、具体性があること（実施体制、計画、スケジュール等の点で準備の熟度が高いこと。）。

- ・検証する内容や履行期間を通じて取り組むこと等が具体的であり、かつ課題、活用技術・ツール、具体的な取組内容及び目指すべき方向性に整合性があるか。
- ・関係者・関係団体間の調整が進んでおり、役割分担が明確で、効果的な事業実施が見込まれるか。
- ・提案内容が実現可能なものであることを裏付ける類似実績等が明示されているか。

⑤継続性

本業務終了後も自立的に継続できることが、体制や資金等の観点から明確であること。

- ・平成31年度以降の計画について具体的な内容が示されており、自立的な継続性が期待できるか。
- ・継続的な運用・発展のために必要な体制や資金等が整う見込みがあるか。

3. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

1) 企画提案書の作成上の基本事項

企画提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本業務説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、様式1～10（A4判）による。

また、「企画競争参加資格要件」のうち、1. 4) ②については資格審査結果通知書の写し、その他についてはそれらを満たしていることが分かる資料を（様式自由、ただし規格は極力A4判）を提出すること。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

3) 企画提案書の作成に関する留意事項

様式	内容に関する留意事項
様式2 （業務実施体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理者及び担当者を記載する。提出者（代表団体）が本業務の一部を協議会等の構成員以外の第三者と請負又は委託の契約をし、履行する場合、その契約の相手先となる業者に所属する者は管理者及び担当者とするとはできない。 ・担当者は、実施する各分担業務に代表者を1名ずつ最大3名まで記載すること。 ・代表団体を除く協議会等の構成員に所属する者を担当者とする場合、「所属・役職」欄に団体名等も記載すること。
様式3 （履行体制に関する書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の各構成員の分担業務（担当する業務の範囲、取組内容）について具体的に記載すること。 ・構成員以外に協力者がいる場合は、体制図等にその旨が分かるように記載すること。 ・分担業務や各構成員の役割が不明確な場合は特定しない場合が有りうる。
様式4 （配置予定者の経歴等）	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理者及び担当者について、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は平成30年3月14日（水）現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めすべて記載する。手持ち業務とは以下のものを指す。 管理者：管理者となっている500万円以上の他の業務 担当者：管理者又は担当者となっている500万円以上の他の業務 ・本業務以外の業務で配置予定者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記すること。 ・配置予定者1名につき1枚以内で記載すること。
様式5 （配置予定者の過去の類似業務実績）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び担当者が過去に従事した類似業務の実績について記載すること。また、管理者に関する類似業務の実績を示すものとして、当該類似業務の契約書の写し及び当該業務に従事した事実を示す書類を添付すること。なお、担当者の当該実績は欠格の対象とならない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記載する業務は、過去に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、1名につき1件とする。 ・企画提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した業者名等を記載すること。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定者1名につき1枚に記載すること。
様式6 (実施方針・ 実施フロー・ 工程表)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について記載すること。 ・業務の実施方針については、都市生活の利便性向上、都市環境・生活環境の向上、都市経済活動の活性化、行政サービスの効率化、安心・安全なまちづくりに資する内容(背景・目的)、また、将来を見据えてどのような目標、着眼点のもと実証実験等を実施するのかについて具体的に記載すること。 ・上記を達成・実現するための取組内容について、明確なイメージができるように具体的に記載すること。 ・実証項目、活用技術等の内容や実証場所が分かるように記載すること。 ・レイアウトは自由に調整してよい。
様式7 (視点に対す る企画提案)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務説明書の2.に示した各視点に対する取組方法を具体的に記載すること。なお、業務内容の理解度は提案書全般に関わるため、ここで項目を設けて記載する必要はない。 ・記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 ・3ページ以内で記載すること。ただし、内容を補足する参考資料を添付することができる。(任意様式、任意提出) ・参考資料は10ページ以内とする。 ・なお、参考資料であっても、選定された場合に実施可能な内容を記載すること。
様式8 (提案の概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6・7の概要について1ページで記載すること。 ・提案が選定された場合に国土交通省ホームページ等で公開予定であることを了承したうえで作成すること。
様式9 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務における仕様書案があれば記載すること。 (本業務では、特定結果の通知後、仕様書を確定させた上で、請負契約を締結する。)
様式10 (ワーク・ラ イフ・ balan ス等の推進に 関する指標に ついての適合 状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況 <ul style="list-style-type: none"> I. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等。 II. 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(以下、「次世代法」という。)に基づく認定。 III. 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)(以下、「若者雇用促進法」という。)に基づく認定。 これらに該当する場合は、それぞれの認定において、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

<p>任意様式 (協議会等に関する資料、積算内訳、他の補助・支援事業等の適用、その他留意事項)</p>	<p>【協議会等に関する資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の設立を示す書類、または協議会等の構成員となる者に協議会等に参加する意思があることを示す書類（同意書または参加証明書等）を添付すること。 ・同意書または参加証明書等については、協議会等に参加する構成員の長ないし担当部課長等の書名ないし押印があることが望ましい。 <p>【積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の概算見積の根拠となる積算内訳を提出すること。※ ・代表団体から構成員または構成員以外の第三者への再委託の予定がある場合は、再委託の内容、範囲について記載した上で、内訳を示すこと。（別紙となってもよい） ・対象とならない経費※についても、業務の実施上見込まれるものについては記載すること。（その旨が分かるように明示すること。） ・記載様式は特に定めない。 <p>【他の補助・支援事業等の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務への提案に関連する調査・事業について、国・地方公共団体の補助事業、公益法人や民間事業者等が実施している支援事業等に今年度応募予定又は既に応募済み、もしくはこれまでの取組について採択されたものがある場合は、それら支援事業等の実施機関と名称、応募主体が行う又は行った事業の名称と概要を記入すること。 ・事業の概要については、提案と上記の関連する調査・事業について、事業範囲が明確に区別され、一体的に実施することで相乗効果が期待されることが分かるよう記載すること。 ・記載様式は特に定めないが、＜参考様式＞を参照されたい。 <p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画競争参加資格要件のうち、1. 4) ②については資格審査結果通知書の写し、その他についてはそれらを満たしていることが分かる資料を（様式自由、ただし規格は極力A4判）を提出すること。
---	--

※本業務においては、例えば以下に掲げる経費は対象とはならない。

【対象とならない経費の例】

- ・提案の実施に直接必要とならない経費（従前から実施している活動の運営経費等）
- ・業務履行期間内に実施されない活動等に係る経費
- ・業務履行期間を超えて所有する施設・設備の整備や用地の取得等の経費（ただし、消耗品の購入や設備のリースは可）
- ・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業等と重複補助にならないよう、負担区分を明確にすること）

4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

5) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び様式1～10に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

4. 企画提案書の評価

- 1) 応募された提案については、国土交通省都市局が設置する公正中立な立場での学識経験者からなる有識者委員会による審査を踏まえ特定する。企画提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

評価項目			評価の段階			配点
			A	B	C	
配置予定者の 経験及び能力	専門性・ 経験（業 務執行能 力）	管理者	右に該当しない		過去に類似業務の実績がない	5
			過去に500万円以上の類似業務の実績がある	左に該当しない		5
		担当者	過去に類似業務の実績がある（担当者を複数記載する場合は、1名以上が類似業務の実績を有すること）	左に該当しない		5
			過去に500万円以上の類似業務の実績がある	左に該当しない		5
	専任性	管理者	右に該当しない	全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上（いずれも特定後未契約のものを含む）		5
		担当者	右に該当しない	全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上（いずれも特定後未契約のものを含む）		5
実施フロー・ 工程表・その 他	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い	左右に該当しない	業務実施手順を示す実施フローが妥当ではない	5	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い	左右に該当しない	業務量の把握状況を示す工程計画が妥当ではない	5	
	その他 （評価Aに該当しない場合は加点しない）	具体的な業務内容が把握可能な仕様書案がある			5	
企画提案で求 める視点	業務内容の理解度	本業務の趣旨・目的の理解度が高い	左右に該当しない	本業務の趣旨・目的を理解していない	5	
		実証期間終了後に実用化に直結する可能性が高い	左右に該当しない	基礎的な技術研究や調査等の段階にとどまっている。	5	
	公益性	社会的にニーズが高い	左右に該当しない	社会的なニーズが乏しい	5	
		効果が不特定多数の者の利益に波及する	左右に該当しない	効果が特定の者のみの利益に波及する	5	
	先導性・モデル性	まちづくりの分野におけるスマートシティの推進に大きく寄与する	左右に該当しない	まちづくりの分野におけるスマートシティの推進に寄与しない	5	
		新規性が高く、先進的な発想での取組内容や手法である	左右に該当しない	既存の取組の単なる継続となっている	5	

		他の地域に展開できる知見が得られる取組内容や手法であり、汎用性・モデル性が高い	左右に該当しない	他の地域に展開できる知見が得られる取組内容や手法ではなく、汎用性・モデル性が乏しい	5		
		全国展開に向けた確かな政策的提案がなされている。 (評価Aに該当しない場合は加点しない)			5		
		地方公共団体のまちづくり計画の推進・実現に寄与する提案がなされている。 (評価Aに該当しない場合は加点しない)			5		
	実現可能性	検証する内容や履行期間を通じて取り組むこと等が具体的であり、かつ整合性が高い	左右に該当しない	検証する内容や履行期間を通じて取り組むこと等が抽象的で有り、かつ整合性に乏しい	5		
		役割分担が明確で、効果的な事業実施が見込まれる	左右に該当しない	役割分担が曖昧で、効果的な事業実施は見込まれない	5		
		提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている	左右に該当しない	提案内容の裏付けが明らかでない	5		
	継続性	平成31年度以降の自立的な継続性が期待できる	左右に該当しない	平成31年度以降の自立的な継続性が期待できない	5		
		必要な体制や資金等が整う見込みが高い	左右に該当しない	必要な体制や資金等が整う見込みがない	5		
再委託(但し、当方の承諾が要するものに限る)	提案内容に占める概ね割合(金額ベース)と内容妥当性	右に該当しない		再委託の総割合が概ね5割以上または提案内容の主要を再委託する	5		
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	3段階目(5)	2段階目(4)	1段階目(2)	行動計画(1)	認定されていない	5
		<p>(「1段階目」及び「2段階目」の評価は、「労働時間等の働き方に係る基準」を満たすことが必要となる、また、「行動計画」の評価は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))</p>					
	次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん(4)	くるみん(2)			認定されていない	
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	認定されている(4)				認定されていない	
		<p>複数の認定等に該当する場合は、もっとも高い段階により加点を行う。(例えば、「えるぼし認定1段階目の認定を受け、かつ、「プラチナくるみん」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「4点」で評価を行う。)</p>					
協議会等の履行体制	履行体制の確認	<p>分担業務や各構成員の役割が不明確な場合には特定しない場合が有りうる。</p>				数値化しない	
参考見積	業務コストの妥当性	<p>提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない場合が有りうる。</p>				数値化しない	

2) 原則、予算の範囲内で、上記評価項目において評価得点の総点が高いものから特定する。

ただし、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を除く評価項目の一つについて「C」と評価された場合はその限りではない。

3) 国費として支援する予算総額は4,000万円(税込)であり、2件程度の特定を予定している。(なお、国費として支援する予算の上限は自己負担額を含む総事業費の上限を設定するものではない。)

また、提案された事業費(国費の支援額)と同額で契約できない場合がある。

4) 特定された者に対しては、書面(特定通知書)により通知する。

5) 国土交通省と契約主体となる代表団体は、特定結果の通知後、提案書の内容と有識者委員会での意見等をもとに提案内容の精査を行い、仕様書を確定させた上で、請負契約を締結する。

なお、提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

5. 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成30年3月14日(水)18時00分まで

期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をもっても特定されない。

②場所 国土交通省都市局市街地整備課環境街区係 中村、岩井

住所 〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3(合同庁舎3号館6階)

電話 03-5253-8111(内線:32738、32763)

FAX 03-5253-1591

電子メール nakamura-m2yu@mlit.go.jp

③方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。(電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「一太郎 Government 7」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Adobe Acrobat ReaderXI」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力5メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。

6. 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成30年2月 2日(金)10時00分から

平成30年3月13日(火)18時00分まで

②場所 国土交通省都市局市街地整備課ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/index.html>

③方法 上記URLよりダウンロード

7. 非特定理由に関する事項

1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)について書面(非特定通知書)をもって、都市局長から通知する。

2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式11、ただし規格はA4判)を持参又は郵送(書留郵便

等の配達記録が残るものに限る)により、5. ②に示す担当課の長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面等により行う。

4) 非特定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下の通りである。

①受付場所：5. ②の提出先と同じ。

②受付時間：10時00分から18時00分まで。

8. 本業務説明書の内容についての質問の受付及び回答

1) 質問は、文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする(FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること)。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

受付期間：平成30年2月 2日(金) 10時00分より

平成30年3月 2日(金) 18時00分まで

2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から10日(休日を含まない。)以内にFAX又は電子メールにより行う。

9. その他の留意事項

1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、企画提案者側の負担とする。

2) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。契約締結後に虚偽が判明した場合には、契約内容の見直し(減額等の措置)を行うことがある。

4) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は、電子媒体で提出があったものは原則データを削除し、紙媒体で提出されたものは、原則細断処分する。なお、返却を希望する場合はその旨を、提案書を提出する際に申し出ること。

5) 企画提案書の提出後においては、原則として企画提案書に記載された、いかなる内容の変更も認めない。また、企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとする。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。

6) 各提案の概算見積額の合計額が予算総額に満たない場合であっても、提案内容が特定に値するものではない場合には特定しないものとする。その他、適当な提案がない場合は、中止又はその他の方法によることがある。

7) 1. 4)における「企画競争参加資格要件」(①~④)については、契約締結まで要件を満たしているものとする。

8) 本業務の取組結果の報告会を平成31年3月に実施する予定である。

9) 本手続きは、平成30年度政府予算案が成立し予算示達がなされることを前提に実施するものであり、予算が成立しなかった等の場合には契約締結ができない場合がある。

10) 暴力団排除に関する誓約事項

企画提案書を提出する者は、下記の「暴力団排除に関する誓約事項」を熟読し、企

画提案書の提出をもって当該誓約事項に誓約したものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。